

早島町埋立行為等の規制に関する条例の運用基準

平成 23 年 4 月 1 日

1 一団の土地の取り扱いについて

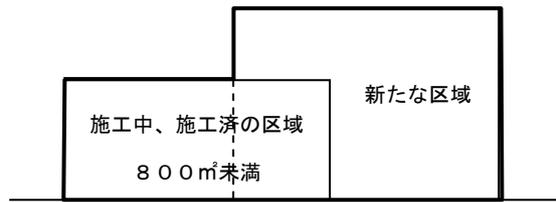
埋立行為等が施工中である土地の区域又は埋立行為等の検査済証の交付から 1 年を経過しない土地の区域に隣接又は近接する土地において施行する埋立行為等は、当該埋立行為等が施工中である土地の区域又は埋立行為等の検査済証の交付から 1 年を経過しない土地の区域を含んだ一団の土地において行う埋立行為等であるとみなす。ただし、次のいずれにも該当する場合は、一団の土地において行う埋立行為等であるとみなさないものとする。

- (1) それぞれの埋立行為等について事業者及び施工者が違うこと。
- (2) それぞれの埋立行為等の用に供される土地について所有者が違うこと。
- (3) それぞれの埋立行為等の用に供される土地について公道に接しており、なおこの公道からそれぞれ出入りできること。
- (4) それぞれの埋立行為等に供される土地及び進入路並びに排水施設の敷地、その他の埋立行為等の用に供される土地が一連のものとして一体利用されていないこと。
- (5) それぞれ経営上独立して埋立行為等が行われること。

2 一団の土地の取り扱いについての補足

- (1) すでに埋立行為等が施工されている、又は施行された土地（完了から 1 年以内）の区域の面積が 800 m²未満であり、その区域の全部又は一部を含めて新たに埋立行為等を行う場合は、従前の区域全体を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。
- (2) すでに埋立行為等が施工されている、又は施工された土地（完了から 1 年以内）の区域の面積が 800 m²未満であり、その区域に隣接して新たに埋立行為等を行う場合は、従前の区域全体を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。
- (3) 埋立行為等が完了し、検査済証の交付から 1 年以上を経過した土地の区域（以下「施工完了区域」という。）を含めて新たに埋立行為等を行う場合は、施工完了区域のうち、進入路、排水施設等が一連のものとして一体的に利用される等で、新たな埋立行為等の施工に影響がある範囲の土地の区域を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。
- (4) 施工完了区域に隣接して新たに埋立行為を行う場合に、施工完了区域の進入路、排水施設等を利用するときは、施工完了区域のうち、進入路、排水施設等の敷地で一連のものとして一体利用される範囲の土地の区域を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。

(1) の場合



(2) の場合



(3) の場合



(4) の場合

